

令和3・4年度適用入札参加資格審査を受ける皆様へ（主な変更点）

秋田県建設部建設政策課

1 建設機械施工技士を有資格技術者の保有基準に追加します

これまで一般土木工事、舗装工事の有資格技術者保有基準に該当する資格として、土木施工管理技士のみ（舗装工事は舗装施工管理技術者も）認めていましたが、令和3・4年度からは、建設機械施工技士を新たに認めることとします。なお、人数要件に変更はありません。

※詳細は手引きの69、72ページをご確認ください。

2 保護観察対象者等を雇用する協力雇用主への加点措置を新設します

審査基準日において、協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用している者にその人数に応じて加点します。

※詳細は手引きの81ページをご確認ください。

3 解体工事における「みなしの技術者」を評価の対象外とします

土木施工管理技士や建築施工管理技士等のうち、平成27年度以前に実施された試験の合格者は、令和3年4月以降、登録解体工事講習の受講や解体工事に関して1年以上の実務経験がないと解体工事の技術者として認められなくなるため、令和3・4年度適用入札参加資格審査から、解体工事の技術者として評価しないこととします。

※詳細は手引きの69、72、86ページをご確認ください。

また、巻末資料「入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について」もご確認ください。

4 その他

申請書の様式を一部変更しておりますので、必ず秋田県ホームページから最新の申請書様式をダウンロードして申請してください。

- ・入札参加資格審査様式 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10499>)
- ・経営事項審査様式 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10512>)